

平成23年度中小企業支援ネットワーク強化事業

(上級アドバイザー)

募集要領

平成23年2月
関東経済産業局

平成23年度中小企業支援ネットワーク強化事業

(上級アドバイザー)

募集要領

関東経済産業局では、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化するため、地域の中小企業団体、地域金融機関、税理士、NPO等の中小企業支援機関等（以下、「支援機関」という。）から成るネットワーク（以下、「中小企業支援ネットワーク」という。）を構築し、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図る「平成23年度中小企業支援ネットワーク強化事業」を実施します。

このうち、各支援機関への巡回等による相談対応を行い、当該支援機関のみでは対応が困難な中小企業の高度・専門的な経営課題及び国が要請する特定課題の解決に取り組むアドバイザー（以下、「上級アドバイザー」という。）を、以下の要領で募集します。

I. 上級アドバイザーの役割

中小企業が抱える経営課題が高度化・専門化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難なことから、関東経済産業局では、幅広い支援機関から成る中小企業支援ネットワークを構築し、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化することとしています。

その中で、関東経済産業局では、本募集要領により、中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する専門家を、上級アドバイザーとして募集・選定します。

上級アドバイザーは、ネットワークを構成する支援機関の巡回等を行い、各支援機関の相談対応の一環として、中小企業の高度・専門的な経営課題及び国が要請する特定課題に直接対応し、必要な場合には、専門家の派遣によりこれら課題の解決を図ります。

また、上級アドバイザーの相談対応には、中小企業支援ネットワークに参加する機関において中小企業支援を行う者（以下、「支援機関指導員等」という。）も参加し、上級アドバイザーが行う中小企業の課題解決支援の現場の経験を通じて、上級アドバイザーの知見・ノウハウをOJTで学ぶことにより、支援機関の能力の向上を図ります。

中小企業支援ネットワーク強化事業は、これら上級アドバイザーによる中小企業支援ネットワークを構成する支援機関を通じた支援等を行うことにより、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに、地域における支援機関の支援能力の向上に資することを目的としており、上級アドバイザーは本事業の中核的な役割を担うこととなります。

※ なお、「上級アドバイザー」の具体的な名称については、今後、関東経済産業局において決定する予定です。

Ⅱ. 上級アドバイザーの業務

1. 業務の実施地域

関東経済産業局の管轄区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県）を中心とした区域

2. 業務の概要

上記1. の地域において、中小企業の支援に関する専門的な知識、能力及び経験を有している者を上級アドバイザーとして関東経済産業局が選定し、当該上級アドバイザーが中心となって、中小企業の高度・専門的な経営課題等の解決を図るため、上級アドバイザーは、次に掲げる支援業務を実施します。

- (1) 関東経済産業局が策定する計画に基づき中小企業支援ネットワークを構成する支援機関窓口等において中小企業からの高度・専門的な経営課題及び国が要請する特定課題に対する相談対応（以下、「巡回等相談対応」という。）
 - (2) 中小企業支援に必要な専門家派遣
 - (3) 関東経済産業局が行う支援機関指導員等連携研修における講義
 - (4) その他、関東経済産業局が支援機関の連携の強化、支援能力の向上及び中小企業支援に必要と認める業務
- また、上級アドバイザーは、(1)の業務において支援機関指導員等を指導するOJTの役割も担っていただきます。

3. 業務の実施方法

上級アドバイザーは、中小企業の高度・専門的な経営課題等への対応を支援するため、以下の(1)～(4)に掲げる業務を実施するものとします。

なお、以下の（１）～（４）に掲げる業務については、中小企業支援ネットワーク強化事業の支援を行うために（独）中小企業基盤整備機構内に設置される支援事務局（仮称。以下、「支援事務局」という。）と協力・連携を取りながら実施するものとします。

（１）支援機関巡回等相談対応業務

中小企業の抱える高度・専門的な経営課題等に対して、上級アドバイザーは、関東経済産業局が策定する計画に基づいて中小企業支援ネットワークを構成する支援機関の巡回等を行い、各支援機関の相談対応の一環として、当該課題解決に向けた支援を行う。

（２）専門家派遣業務

（１）の業務において、上級アドバイザーが必要があると認める場合には、上級アドバイザーは、当該支援機関と協議の上、課題解決に適切な専門家を派遣し支援にあたる。

※１ 専門家には、豊富な経験・ノウハウ等を有し、その経験・ノウハウ等を活用して中小企業支援を行おうという意志のある、大企業等のOB又は近く退職を控える者（以下、「新現役」という。）を含む。

※２ 専門家派遣業務には、新現役を、自社のコンサルタント等として経営課題の解決に活用したいという中小企業に対して、ニーズに適合する新現役を選定し、新現役と中小企業とのマッチング支援を行うことを含む。

（３）支援機関指導員等連携研修講習支援業務

上級アドバイザーは、関東経済産業局が行う支援機関指導員等連携研修への講義要請があった場合、当該指導員等連携研修における講義を実施又は適切な専門家の派遣を実施する。

（４）その他支援業務

その他、関東経済産業局が支援機関の連携の強化、支援能力の向上及び中小企業支援に必要と認める業務

Ⅲ. 応募資格（要件及び応募に当たっての注意事項）

上級アドバイザーの応募資格は、以下のとおりとします。

(1) 中小企業支援能力に関する要件

- ① 中小企業の経営支援に関する知識・能力・経験・実績を十分に有すること。
- ② 中小企業の経営課題の抽出、課題克服など中小企業の事業計画策定等を支援する能力・経験を有すること。
- ③ 中小企業の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する能力・経験を有すること。
- ④ 関係機関等との連携、関連施策の活用等を実施する能力・経験を有すること。
- ⑤ 関東経済産業局の管轄区域内に設置されている支援機関の巡回等による相談対応を行い得ること。
- ⑥ 自らが担当した巡回等相談対応案件について、その支援の必要性及び内容、専門家派遣の必要性及び内容等を自らが説明・報告し、かつ、その進捗管理等を自らが適切に行い得ること。

(2) 応募に当たっての注意事項

- ① 業務の実施に当たり、書類作成等を行うためのオフィス、パソコン、携帯電話等の通信機器、設備や消耗品は支給を予定しておりませんので、ご注意ください。
- ② 上級アドバイザーとして選定された場合、プロフィールや支援実績等の情報の公表を予定していますので、ご注意ください。

IV. 上級アドバイザーの選定

1. 選定プロセス等

関東経済産業局において、上級アドバイザーの選定に係る審査を行う審査委員会を設置し（以下、「審査委員会」という。）、上記Ⅲ. 上級アドバイザーの応募資格及び要件への適合性等について審査を行い、上記Ⅲ. の応募資格（要件及び応募に当たっての注意事項）を満たす者から提出された上級アドバイザー応募申請書及び添付資料について、選定基準に基づき審査を行い、専門分野も考慮し、相対的に評価をした上で、上級アドバイザーを決定します。

なお、上級アドバイザーの選定の審査では、必要に応じて申請者からのヒアリングを行うほか、申請者及び申請内容に係る各都道府県や支援機関に申請書及び提出書類を開示し、意見を聴取する場合があります。

2. 選定基準

上級アドバイザーの選定は、以下の選定基準に基づいて行います。

- (1) 提出書類の内容が施策の意図と合致していること。
- (2) 中小企業の経営支援に関する優れた知識・能力・経験・実績を有していること。
- (3) 中小企業の経営課題の抽出、課題克服など中小企業の事業計画策定等を支援する優れた能力・経験を有していること。
- (4) 中小企業の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた能力・経験を有していること。
- (5) 関係機関等との連携、関連施策の活用等を実施する優れた能力・経験を有していること。
- (6) 幅広い分野又は特定の分野において優れた支援ノウハウを有していること。
- (7) 活動エリアの経済事情を熟知し、当該地域の中小企業に関する優れた知見を有していること。
- (8) 中小企業の支援に関して地方自治体や地域の中小企業の支援機関等と有効なネットワークを有すること。
- (9) 中小企業の高度・専門的な経営課題等を解決し得る専門家の情報を十分に提供できること。

V. 委嘱手続き等

1. 委嘱手続き

事務処理機関(注)との間で所要の委嘱手続きを行うこととなります。ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り直し、又は委嘱手続きの取り直し等を行う場合があります。

なお、業務を他者に委任することはできません。

(注) 関東経済産業局では、本事業を進めるに当たり、本事業に付随する事務処理等の業務を事務処理機関に委託する予定です。

2. 業務実施期間

業務実施期間は単年度とし、具体的な期間は原則として事務処理機関との間で委嘱手続きが完了した日から、平成24年3月30日までとします。

3. 謝金・旅費の支払い

業務の終了の都度、事務処理機関に対し速やかに業務に関する実績報

告書等（業務日誌・相談記録・支援カルテ等）を提出することとします（ただし、最終の提出は関東経済産業局が実施委託機関との間で契約した委託事業期間の終了の日まで）。事務処理機関は、これを受けてその都度確認を行い、内容に問題がなければ費用の支払い（原則、月払い）を行います。

ただし、本事業の費用の支払い後において、（別紙1）「中小企業支援ネットワーク強化事業上級アドバイザー謝金及び旅費支出基準」を満たさないことが明らかになった場合や実績報告書等提出書類の内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、遡及して求償する場合があります。

4. 謝金・旅費の支出基準

業務の遂行上必要な謝金・旅費の支出基準は別紙1のとおりです。

5. 報告

業務の進捗状況等について、関東経済産業局、事務処理機関の指示または支援事務局の依頼に基づき、報告していただきます。

6. 業務の評価

事業実施期間中及び事業終了後、上級アドバイザー業務について、中小企業支援ネットワーク強化事業の目標や事業の計画に照らして当該業務の実績等の評価を実施します。なお、評価の結果によっては、業務実施期間の満了前に委嘱を終了する場合があります。

VI. 応募要領

1. 募集期間等スケジュール（別紙2を参照）

- | | |
|------------|------------------------|
| ①募集開始 | 平成23年2月 4日（金） |
| ②募集説明会 | 平成23年2月 9日（水） |
| ③募集締切 | 平成23年2月21日（月）（17時必着） |
| ④審査結果の連絡 | 平成23年3月上旬頃 |
| ⑤委嘱、事業開始予定 | 平成23年4月 1日（金）（予算成立が前提） |

※4月1日以降も、随時募集を行う場合があります。

2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに関東経済産業局（VII. 提出・問い合わせ先参照）へ郵送又は持参してください。また、

宛先面に「平成23年度中小企業支援ネットワーク強化事業上級アドバイザー募集に係る応募申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

<提出書類と提出部数>

- ①「上級アドバイザー応募申請書」(様式1-1、1-2)
- ②「上級アドバイザー応募者の概要」(様式2)
- ③「中小企業支援機関(※1)からの推薦書」(様式3)(※2)
- ④「中小企業からの推薦書(2企業分)」(様式4)(提出は任意)
- ⑤「上級アドバイザー応募者の支援事例(2企業分)」(様式5)
・・・各2部(正本1部、写し1部)

※1 中小企業支援機関とは、以下のいずれかに該当する支援機関を指します。

商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、公設試験研究機関(独法に限る)、(独)中小企業基盤整備機構並びに特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む)、公益社団法人・公益財団法人、信用保証協会、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、大学、農業協同組合等、特定非営利活動法人及び民間企業

※2 「中小企業支援機関からの推薦書」(様式3)については、推薦書を記入する支援機関の判断で、関東経済産業局へ直接提出又は推薦書を封入して提出することがあります。

3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択についての問い合わせについては、ご回答しかねるのでご了承ください。

VII. 提出・問い合わせ先

関東経済産業局中小企業課 篠原、松本

住所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

電話：048-600-0322

VIII. その他

- (1) 提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 採択の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給されません。
- (3) 今回の募集における採択予定人数は約100人です。なお、予算の関係で、採択予定人数は増減する可能性があります。

中小企業支援ネットワーク強化事業上級アドバイザー
謝金及び旅費支出基準

(1) 上級アドバイザー謝金

Ⅱ. 上級アドバイザーの業務のうち、3. (1) 支援機関巡回等相談対応業務、(3) 支援機関指導員等連携研修講習支援業務及び(4) その他支援業務並びに関東経済産業局又は事務処理機関の指定した会合等への出席等に必要な上級アドバイザー謝金

※謝金の額は、関東経済産業局が設置する審査委員会において上級アドバイザー毎に中小企業の経営支援に関する実績、知見・専門性を総合的に勘案して定める単価に基づき支払うものとします。なお、上級アドバイザーが支援機関の職員である場合には、自支援機関以外の支援機関を巡回し、相談対応した場合のみ謝金及び旅費の対象となります。また、国又は地方自治体から人件費の補助金等を受けている者については、謝金の対象となりません。

(備考)

- イ 1日当たりの業務が6時間に達しない場合は、謝金単価を6時間業務に従事した場合とみなして、当該単価を元に30分単位で時間割計算とする(30分未満は切り捨てる)。
- ロ 公共交通機関の最短所要時間(往復分)で4時間を超える長時間の移動を要する場合に限り、謝金単価の3分の1をイにより計算される謝金に加算する。ただし、支援機関指導員等連携研修及び関東経済産業局等が指定した会合等への出席に係るものについては除く。

(2) 上級アドバイザー旅費

Ⅱ. 上級アドバイザーの業務のうち、3. (1) 支援機関巡回等相談対応業務、(3) 支援機関指導員等連携研修講習支援業務及び(4) その他支援業務並びに関東経済産業局又は事務処理機関の指定した会合等への出席等に必要な上級アドバイザー旅費

※上級アドバイザー旅費は、下記「上級アドバイザー旅費支出基準」に従って支払うものとします。

○上級アドバイザー旅費支出基準

イ 出張は、上級アドバイザー業務として真に必要なものに限り行うものとし、その旅費は、事務処理機関の検収を受けた適正な範囲内の額についてのみ支払いが行われるものとする。

ロ 旅費は、上級アドバイザーが事務処理機関に届け出た主たる活動拠点の所在地（以下、「所在地」という。）から用務地まで、事務処理機関により、経済的な通常の経路及び方法により計算されるものとする。

ハ 旅費は、交通費、日当、宿泊費とする。

ニ 交通費は、次の基準のほか、国の旅費規程に準じて支給する。

(a) 鉄道賃

①乗車運賃

②特急料金（片道 100Km 以上の場合に限る。）

③指定席料金（片道 100Km 以上の場合に限る。）

(b) 航空賃

現に支払った旅客運賃（ただし、普通席に限る。）

(c) 車賃

バス・タクシーを利用した場合、その実費相当額を支給する。なお、タクシーの利用は上級アドバイザー業務として、公共交通機関が極端に少ない場合等の最低限必要な場合に限る。

(d) 私有車の業務使用

私有車を業務使用した場合、所在地から用務地までの地図上の直線距離 1km につき 37 円支給する。なお、私有車の業務使用は上級アドバイザー業務として、最低限必要な場合に限る。

(e) レンタカーの業務使用

離島地域などバスの本数が少なく、タクシー利用では巡回先企業が多く不経済である場合には、当該レンタカーの利用料金の実費相当額を支給する。

ホ 日当は出張日数に応じ、宿泊料は出張日数の泊数に応じ下記に定める額を支給する。なお、日帰りの場合の日当は支給されない。

(a) 日当 2, 200円 宿泊料 9, 800円

(別紙2)

上級アドバイザー募集・選定手続及び事業実施スケジュール

時 期	経済産業局	上級アドバイザー
23年2月	2月 4日 募集開始 2月21日 募集終了	2月21日まで 応募（応募申請書提出）
23年3月	～3月上旬頃 審査及び審査結果通知 ～3月中旬頃 上級アドバイザー巡回支援計 画の作成	
23年4月	4月1日（予定） 事業開始	事業開始